

—————JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.—————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

## スパークス・バイオマスグリーンプロジェクトボンド信託 (土岐)に対して Green 1 を付与

評価対象	：	スパークス・バイオマスグリーンプロジェクトボンド信託 (土岐) (信託 ABL)
分類	：	信託 ABL
発行額	：	25 億円
信託期間開始日	：	2021 年 11 月 11 日
信託期間終了日	：	2043 年 1 月 5 日
償還方法	：	スケジュール償還
資金使途	：	木質バイオマス発電設備の開発・建設資金

### <グリーンローン評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価 (資金使途)	g1
管理・運営・透明性評価	m1

## 第 1 章: 評価の概要

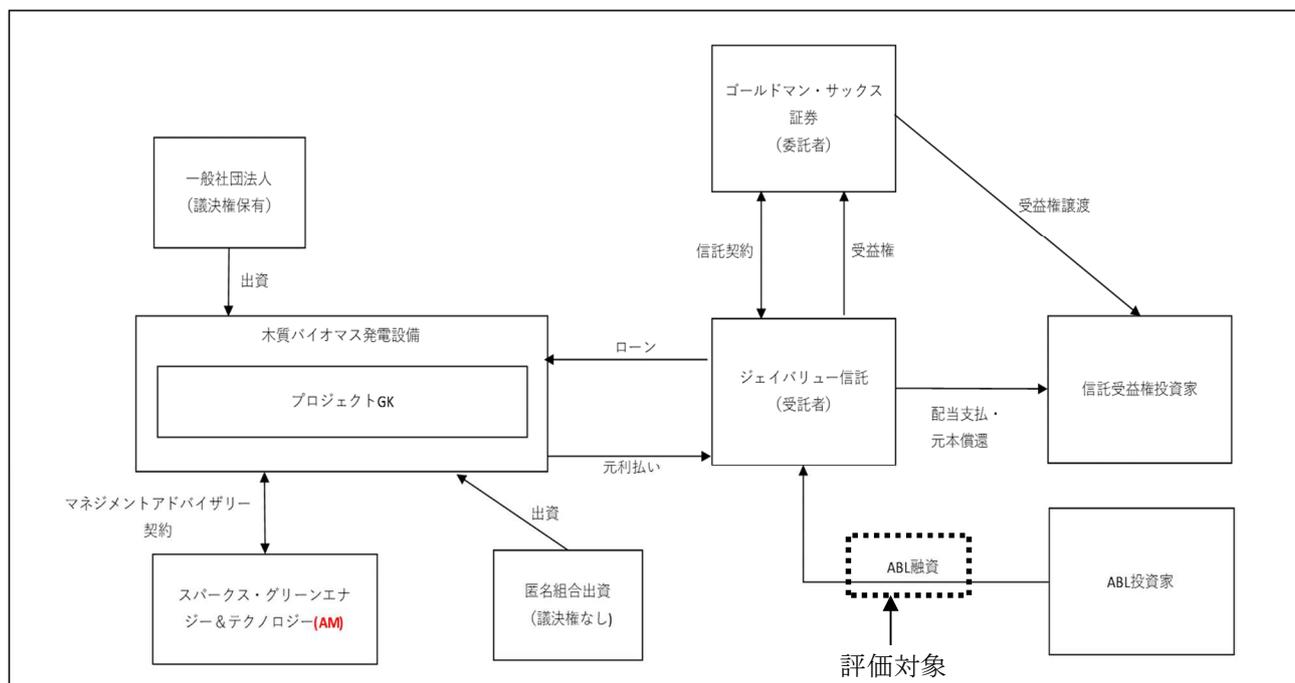
スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー (SGET) は、持株会社であるスパークス・グループ株式会社の下、グループの総称である「スパークス」グループの一員として、2012 年に再生可能エネルギーにおける発電事業およびそのコンサルティング業務を行う企業再生可能エネルギー事業を行うために設立された会社である。

スパークスでは、「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」というミッションの実現に向けて、ESG 課題を基本的な考え方の枠組みとして活用している。SGET は、スパークスが重視している脱炭素社会の実現へ向けて、再生可能エネルギー発電施設の建設・運営に主体的に関わっている。また、社会的課題にも積極的に取り組み、顧客や投資先に加えて、行政や地域コミュニティも交えて対話を行うことを目指している。

本件は、岐阜県土岐市で行われる木質バイオマス発電設備（本発電設備）を対象とするプロジェクトファイナンスである。

本発電設備の所有を目的として設立された SGET 土岐バイオマス合同会社（プロジェクト GK）は、匿名組合出資者（議決権無し）および一般社団法人から出資を受けており、倒産隔離の観点からプロジェクト GK の議決権付き社員持分は関係者から独立した一般社団法人が有している。一般社団法人の社員は、本スキームにおいて利害関係のない第三者が就任しており、本発電設備の運営は、マネジメントアドバイザー一業務の受託者（AM）である SGET が本件事業の運営を行うことになる。

（図表）スキーム図（タームシートより JCR 作成）



今般の評価対象は、プロジェクト GK に対する貸付金のためにジェイバリュー信託に対して貸し付ける信託 ABL（本信託 ABL）である。本信託 ABL の資金用途は、本発電設備の開発・建設費用である。

資金用途となる木質バイオマス発電設備は事業実施に際して、適切な手続きを踏んで開発を実施していること、環境に関するネガティブな影響についても小さいことを確認した。また、風水害・ハザードその他天災地変に対するリスクが調査され、想定されるリスクに対しては保険が付保される予定であることを確認している。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性は小さく、CO<sub>2</sub>排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

また、スパークスの環境・社会における責任投資におけるアプローチを SGET でも取り入れて事業を行っており、経営陣がスパークスの ESG の取り組みを踏まえて、環境問題について高い優先順位において取り組みを行っていることを確認した。

本信託 ABL の資金用途となるグリーンプロジェクトに対する管理運営体制についても、資金用途の選定基準およびプロセスは適切であり、資金管理の方法についても各種契約書によって規定され、透明性も高く、適切であることを確認した。

この結果、本信託 ABL について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。これより「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

本信託 ABL は、グリーンローン原則<sup>1</sup>および環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

<sup>1</sup> LMA(Loan Market Association)、APLMA(Asia Pacific Loan Market Association)、LSTA (Loan Syndication and Trading Association) グリーンローン原則  
[https://www.lma.eu.com/application/files/9716/1304/3740/Green\\_Loan\\_Principles\\_Feb2021\\_V04.pdf](https://www.lma.eu.com/application/files/9716/1304/3740/Green_Loan_Principles_Feb2021_V04.pdf)

<sup>2</sup> 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本信託 ABL の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a.プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の 100%が木質バイオマス発電設備の開発・建設資金に対する新規投資に充当される予定であり、CO<sub>2</sub>削減効果が期待できる。

資金使途の対象は、岐阜県土岐市に建設中の木質バイオマス発電設備（発電容量：約 7.1MW）である。バイオマス発電は、木質チップを燃やすと CO<sub>2</sub> を排出するものの、原料となる木の成長過程において光合成により大気中の CO<sub>2</sub> を吸収するので、CO<sub>2</sub> 排出と吸収がバランスする「カーボンニュートラル」という考え方の下で再生可能エネルギーの一つとして捉えられている。

SGET から受領した発電量評価レポートによると、本発電設備の商業運転開始後 20 年間の年間平均発電量は約 52,200MWh である。一方、発電に用いる木質バイオマスチップの由来については、すべて国内材であり、その内訳は未利用材 (3%)、一般材 (92%) およびリサイクル材 (5%) である。一般材については、工事等で伐採され、ほかに利用方法の無い木材を使用する予定であることを SGET に確認している。

(対象事業の概要)

プロジェクト名	所在地	発電出力 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	年間 CO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
SGET 土岐バイオマス発電所	岐阜県土岐市	7,100	52,224,000	22,143

※発電出力、年間発電量は SGET 提供の資料に基づく。

※年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量計算方法 = 年間発電量×調整後排出係数

調整後排出係数は電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）令和元年度実績に基づく。

調達する木材については、おおよそ木質バイオマスチップの製造工場から平均して 10km 程度の地点で伐採された木材を利用する予定であり、木質バイオマスチップ製造工場から本発電施設までは約 20km 程度の距離である。従って、本発電設備の近隣からバイオマスの材料を収集しており、バイオマスの原料輸送に関する CO<sub>2</sub> の排出量についての試算の内容を精査した結果、本発電設備で削減が期待される CO<sub>2</sub> よりも、木材の伐採、輸送等で生じる CO<sub>2</sub> が小さくなり、この発電事業全体で CO<sub>2</sub> 削減という環境改善効果が生じると JCR では評価している。

本発電設備では近隣からの木質バイオマス原料の調達が行われる予定であるほか、地元の森林組合からのバイオマス原料の調達も視野に入れている。また、地元から本発電所の運営のために10名以上の雇用を想定しているなど、本発電所の建設による地域への波及効果も見込まれている。

したがって、JCRは本信託 ABL の資金使途の対象となるプロジェクトについて、CO<sub>2</sub>排出削減などを含めた、環境改善効果を有するものであると評価している。

- ii. 資金使途となるプロジェクトは、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」に該当するほか、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当し、日本のエネルギー政策における再生可能エネルギー源のひとつとして重要な役割を担うものである。

2021年に発表された第6次エネルギー基本計画において、「気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえて策定する」ことが掲げられた。2020年10月に発表された、「2050年カーボンニュートラル」を目指す宣言および2021年4月に発表された2030年度の温室効果ガス排出削減目標として2013年度比▲46%減を目指すために、S（安全性（Safety））+3E（エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率の向上（Economic Efficiency））による低コストでのエネルギー供給、環境への適合（Environment））の原則を前提としてあらゆる技術を利用していくことが示されている。同計画は再生可能エネルギーについて、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であるとしており、S+3Eを前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すと記載しており、再生可能エネルギーが日本のエネルギー政策において果たす役割はますます大きなものとなっている。

同計画において、バイオマス発電は再生可能エネルギーにおいて太陽光発電につぐ割合が設定されており、重要な役割が期待されている。バイオマス発電は、使用する木材が成長時にCO<sub>2</sub>を吸収するため実質的にCO<sub>2</sub>を排出しないカーボンニュートラルを実現できる発電方法であるほか、太陽光発電や風力発電と異なり、自然条件に左右される要素が少ないといった特長を有する。さらに、廃棄物をバイオマス燃料として用いることで、廃棄物の適正な処理・活用を促し、循環型社会の構築に貢献するほか、間伐材等の利用による農林業や森林保全の促進といった効果も期待できる。

バイオマス発電は上流から下流までのサプライチェーンが長く、ステークホルダーも多岐にわたることから、事業開始にあたって地域関係者との様々な合意形成が必要となるほか、事業運営にあたって原料の安定調達に関する課題が存在する。本 ABL によって調達した資金の資金使途である本発電設備の管理・運営では、長いサプライチェーンや多岐にわたるステークホルダーといったバイオマス発電の課題に取り組み、複数の利害関係者に環境・社会・経済の点でメリットをもたらす運営システムを構築しようとしており、地域活性化において果たす役割も大きいことが期待される。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされているなか、バイオマス発電への期待は大きいと JCR では評価している。

## b. 環境に対する負の影響について

SGETでは本発電設備の建設に当たって、第三者から技術デューデリジェンスレポートや発電量評価レポートを取り寄せて評価を行っている。また、開発に関して専門知識を有する事業開発部が、騒音や通行量の増加等環境に関する影響の評価、本発電設備の建設に関する各種法令の順守状況の確認、地元住民への説明を行っている。

特に地域との関係性では、本発電設備が立地する土岐市と企業立地協定書を締結し、自治体と協力関係を結んでいるほか、住民説明会も土岐市に調整を依頼の上開催しているなど、地域と調和する形での発電所建設を行っている。

また、前述の通り、木質バイオマスチップの原料調達先を国内に限り、またその調達先も本発電設備の近隣から調達する予定とするなど、輸送による CO<sub>2</sub> 排出を抑え、ライフサイクル CO<sub>2</sub> の低減を図り、発現する環境改善効果を高めている。

以上より、JCR は、SGET が本発電設備の環境に対する負の影響を適切に特定・管理し、回避・緩和策を講じていることを確認した。

### c.SDGs との整合性について

本借入金の資金使途は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



#### 目標 3：すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



#### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



#### 目標 8：働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.4.** 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



#### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



#### 目標 12：つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

## 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に貸付人等へ開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

SGETはスパークス・グループおよびその関係会社を含めた総称である「スパークス」に属している。スパークスは、地球環境に対して高い関心を持っており、特に脱炭素社会の実現を重点課題と捉え、ファンドスキームを活用して、再生可能エネルギー発電施設の建設・運営に主体的に関わっている。また、社会的課題にも積極的に取り組み、顧客や投資先に加えて、行政や地域コミュニティも交えて対話を行くことを目指している。その中で社会的な価値を満たしながら、経済的な価値を生み出すような投資機会を捉えることを目標としている。

SGETでは、上記スパークスの取り組みを踏まえて「未来エネルギーで、世界を笑顔にする。」を理念に掲げている。SGETは、将来にわたって安全と環境を守りながらエネルギーを安定して安価に確保していくためには、再生可能エネルギーの利用を増やしていくこと、また、再生可能エネルギー発電所が通常20年以上にわたって運営されていくことを踏まえて、地域社会と調和して、単なる発電設備以上の価値を持つものとしていたいとしている。

#### スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー 理念

現代の社会はエネルギーの安定供給によって支えられています。日々の暮らしや仕事がエネルギーなしでは立ち行かないことを、私たちは災害の経験を通じて痛感しました。昨今、エネルギーの供給は安定を取り戻したように見えますが、輸入される化石燃料に大部分のエネルギー源を依存しています。将来にわたって、安全と環境を守りながら、エネルギーを安定して安価に確保していくためには、再生可能エネルギーの利用を増やしていくことが大切です。私たちは率先して地域の可能性を発見し、再生可能エネルギー発電所を建設・運営していきます。

私たちがつくる再生可能エネルギー発電所は、15年から20年以上にわたって地域でエネルギーを作り続けていきます。その間には、今の小学生や中学生が大人になり、社会を担っていくこととなります。発電所が設置される地域の子供たちのためにも、私たちの作る発電所がその地域社会と調和し、シンボルとなって、単なる設備という以上の価値をそれぞれの地域に生み出し、それを全国で実現していくことによって、その価値をさらに高めていくことを目指しています。それぞれの地域でどのように共生していくかを考え、日本にそして世界に、グリーンエネルギーと笑顔のネットワークを構築して参りたいと思います。

今後とも、多数の関係者の皆様のご協力をいただきながら、地域の皆様に愛される地域調和型の発電所を作り、再生可能エネルギー電力の供給を通じて、社会に貢献して参りたいと考えております。

「未来エネルギーで、世界を笑顔にする。」それが私たちの願いです。

JCR では、本信託 ABL の資金使途である木質バイオマス発電設備の建設は、木質バイオマスチップの原料を近隣から調達していることによる環境負荷の低減や、地方自治体との企業立地協定書の締結等による地域社会との協力において実践されていることから、上記スパークスの環境・社会に関する取り組みおよび SGET の理念に沿っていることを確認した。

## b. 選定基準

SGET では、本信託 ABL の資金使途の選定基準として、下記の通り定めている。

- ・使用するバイオマス燃料：国内（三重県、岐阜県、愛知県、長野県、静岡県他）で発生する木質バイオマス燃料（木質チップ、建築廃材）
- ・木質チップ：原料に近隣県（岐阜県、長野県他）で伐採された間伐材を使用する。（間伐材でない場合は、伐採後に植林を行い、繰り返し使用されることが想定される森林からの木材を利用する、等）
- ・建築廃材：主に近隣県（三重県他）から収集された建築廃材を利用する。
- ・バイオマス燃料を用いた再生可能エネルギーの発電による温室効果ガス削減効果が、バイオマス燃料の収集・輸送等によって排出される温室効果ガスの量を上回っていること。
- ・対象設備が日本国内に存在していること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること
- ・プロジェクト用地に関して、一定の基準を満たしていること
- ・プロジェクトが 20 年以上継続して運営されることについて、一定の基準に基づいた検証を行っていること

JCR では、上記の選定基準は適切であると評価している。

## c. プロセス

本信託 ABL の資金使途選定にあたっては、SGET の事業開発部の担当者によって資金使途の適格性を検討したうえで評価が行われる。

その後、SGET の担当役員が決裁権限を持つ事業開発委員会、さらに投資政策委員会で構成される社内評価会議を行い、総合的に分析・検討をした上で最終決定が行われる。

従って、選定プロセスにおいて経営陣が適切に関与していると JCR では評価している。

SGET では本信託 ABL に関する目標、選定基準およびプロセスについて、本評価レポートでの開示を予定しており、投資家に対する透明性は確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性及び透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

本信託 ABL によって調達した資金は、前述の通り、プロジェクト GK への貸付を通じて、2022 年 12 月までに岐阜県土岐市の木質バイオマス発電設備の開発・建設資金に充当される予定である。なお、全額が新規投資となる。

本信託 ABL が木質バイオマス発電設備の開発・建設資金に充当される予定であることは、本件に関する金銭消費貸借契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本信託 ABL による借入から、プロジェクト GK に貸し付けられるまでの取引は、信託契約書および信託内借入に係る金銭消費貸借契約等において明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本信託 ABL による借入金は、信託 ABL 借入日に信託の受託者であるジェイバリュー信託に支払われることにより全額がプロジェクト GK に対する融資を通じて木質バイオマス発電設備の開発・建設資金に充当される予定である。ジェイバリュー信託からプロジェクト GK への貸付は貸付金前提条件を充足するまで行われず、それまではジェイバリュー信託において適切に管理される。また、資金充当の対象となっている木質バイオマス発電設備が最終返済日前に売却等がされる場合は、プロジェクト GK への金銭消費貸借契約および信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、本信託 ABL も返済されるため、再充当の必要はないと判断される。

以上より、JCR では本信託 ABL に係る資金管理体制の妥当性及び透明性は高いものと評価した。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンローン実行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

本信託 ABL で調達した資金は、2021 年 12 月までに充当が行われる予定である。本信託 ABL の貸付人に対しては事前に信託内借入に係る金銭消費貸借契約書等で資金使途の説明が行われる予定である。

また、資金充当状況については、プロジェクト総額とそれに対する充当額が年次でウェブページ等で公表される予定である。なお、本信託 ABL の信託期間終了前に資金使途の対象となっている木質バイオマス発電プロジェクトの停止、終了等の大きな状況の変化が生じた場合には、プロジェクト GK への貸付人であり本信託 ABL の受託者であるジェイバリュー信託から投資家に対して開示が行われることが予定されている。

JCR はこれらの資金の充当状況にかかるレポーティングが適切であると評価している。

##### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

対象資産となる木質バイオマス発電設備に関するレポーティングについて、下記項目をウェブページ等で開示予定である。

- 本発電設備によって発電された発電量
- 周辺環境に影響を与えた、適格グリーンプロジェクトにおける点検内容・不具合発生内容等の運営状況

JCR はこれらの環境改善効果にかかるレポーティングが適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

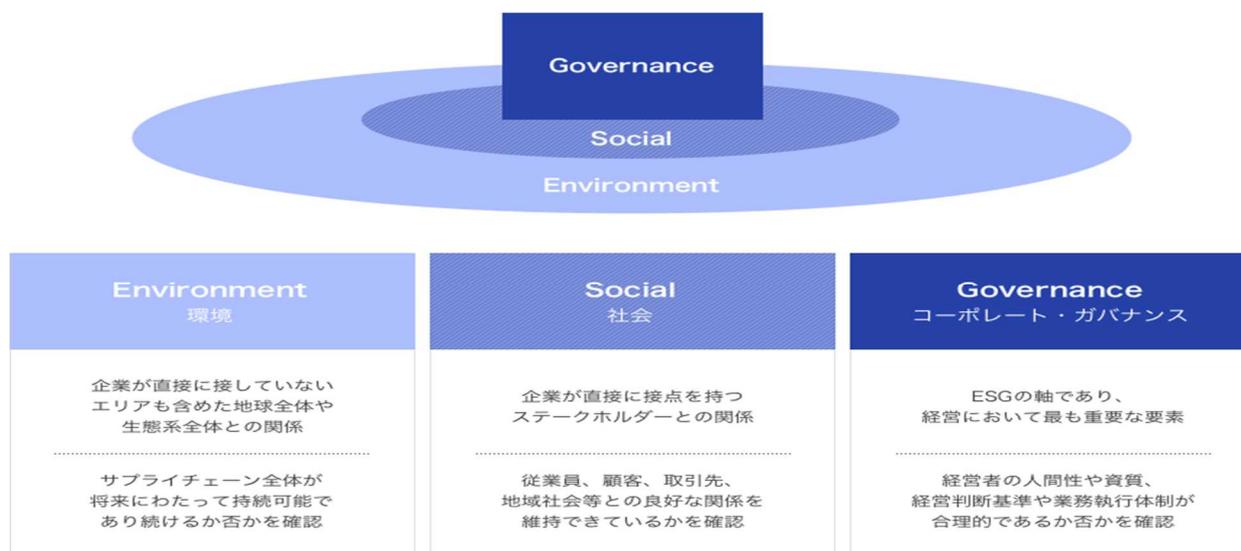
### (1) 評価の視点

本項では、プロジェクト主体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン借入方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等々を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

SGET はスパークス・グループ株式会社およびその関係会社を含めた総称である「スパークス」に属している。スパークスでは投資を通じて、「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」というミッションを掲げて社会の発展に貢献する企業として責任を果たすことを掲げている。責任の遂行を検討する上で、スパークスでは ESG 課題を、基本的な考え方の枠組みとして活用している。

図表：スパークスの ESG（環境、社会、コーポレートガバナンス）について



再生可能エネルギーについても「再生可能エネルギー投資戦略における責任投資ポリシー」を定め、日本における再生可能エネルギー発電設備の拡大を最も重要なテーマの一つと捉えている。スパークスでは、投資を通じて再生可能エネルギー発電設備の拡大を促進することで、日本並びに世界各国の電力供給の安定化、エネルギー自給率の向上、脱炭素化社会の実現に貢献することを目指していると同時に、再生可能エネルギー資源が存在する地域の活性化についても重要な課題と位置づけている。

スパークスでは、バイオマス発電について、事業整備のために時間とコストがかかる点が課題である一方、その地域が有する資源を利用するため雇用を創出し、地域が主体となって参画できる利点があると考えており、地域発展に結びつけ総合的に利用することによって、継続可能な地域活性化を目指している。

これらの取り組みをより推進するために、スパークスのグループ統轄会社であるスパークス・グループ株式会社は ESG と企業活動との関連性により大きな注意を払い、投資活動へ反映させる意識を全社的に高めるため、2018 年 2 月に国連が支援する PRI（責任投資原則）に署名を行っている。また、組織全体で責任投資の実践を推進し、気候変動関連リスク・機会の観点から中長期的な業務の健全性・適切性を確保するため、スパークス・グループ株式会社の取締役会は、ESG 委員会を設置している。

SGET でもスパークスの一員として、事業開発部において、再生可能エネルギー発電設備の建設について外部の専門家の第三者意見書を取り寄せて技術的な検討を行っているほか、地域社会との協力体制について地方自治体や地域住民との協力関係を構築する取り組みを推進している。また、前述の事業開発委員会では、グリーンローンの資金使途の対象となる案件の適格性が専門的な知見を踏まえて決定さ

れているなど、専門的知見を有する部署・委員会によってグリーンローンの調達方針・プロセス選定基準などが決定されている。今後は、個別のプロジェクトだけでなく、SGET の理念の外部の環境に関する専門家の知見を踏まえて、検証が行われることが望ましいと JCR では考えている。

また、SGET では、再生可能エネルギーが所在する地域において、発電所が子どもたちの住む地域と調和し、シンボルとなって、単なる設備以上の価値を感じてもらえるような存在になることを目指している。その取り組みの一環として、SGET では『こどもエネルギーサミット』を開催し、SGET や再生可能エネルギーに対する理解促進の活動を全国の小学校で行うなど、具体的な取り組みについても積極的に推進している。

以上から、JCR ではスパークスならびに SGET の経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署によってグリーンローン調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が位置づけられていると評価している。

## ■評価結果

本借入金について JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。これより、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。

本借入金は、「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン評価は、評価対象であるグリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンローン評価は、グリーンローンの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は、グリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンローンにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は借入人または借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

**JCR グリーンローン評価**：グリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

## ■グリーン・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル